

鳥取県告示第 492 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 129 条第 3 項の規定に基づき、遊漁規則の変更の認可をしたので、同条第 7 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 6 月 1 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 漁業権者の名称及び住所

天神川漁業協同組合
倉吉市西倉吉町 7-12

2 漁業権の免許番号

共同漁業権内共第 2 号

3 認可に係る変更の内容

天神川漁業協同組合内共第 2 号第五種共同漁業権遊漁規則の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前																
<p>(遊漁料の額及び納付方法)</p> <p>第 7 条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>遊漁料</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>中学生</td><td>無料</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table> <p>3 及び 4 略</p>	区分	遊漁料	略		中学生	無料	略		<p>(遊漁料の額及び納付方法)</p> <p>第 7 条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>遊漁料</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>中学生</td><td>年間 1,000円</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table> <p>3 及び 4 略</p>	区分	遊漁料	略		中学生	年間 1,000円	略	
区分	遊漁料																
略																	
中学生	無料																
略																	
区分	遊漁料																
略																	
中学生	年間 1,000円																
略																	

4 変更後の遊漁規則の施行の日

平成 19 年 6 月 1 日